

東京都教育委員会 殿

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金(家計急変)受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所 (保護者等)	〒 -	ふりがな	
	TEL ()	申請者氏名 (保護者等)	

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな	生年月日	昭和 年 月 日			
氏名		平成	年	月	日
在学する学校	学校の名称	東京都立桜町高等学校			
	学校の種類・課程・学科 :	高等学校	全日制	・ 定時制	普通科
	学校の所在地	東京都	市 区 町 村		
在学期間	平成・令和 年 月 日	～	令和 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類 :	
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	～	年 月 日	課程 : 全 · 定 · 通 · 専 学年制 · 単位制	
	学校名	立	年 月 日	学科 :	
在学時に奨学のための給付金を受給した回数	～	年 月 日	学校の種類 :		
			課程 : 全 · 定 · 通 · 専 学年制 · 単位制		
			学科 :		

【学校使用欄】

(提出書類のチェック)

<学校受取欄>	
学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

- 東京都高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書(本様式)
- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
- 離職票、雇用保険受給資格者証等
- その他証明書類()
- 家計急変前の収入を証明する書類
- 当該年度の住民税課税証明書等(※扶養親族が記載されたもの)
- 家計急変後の収入を証明する書類
- 会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士・公認会計士の作成した証明書類等
- 基準日現在、保護者等が都内に住所を有していることがわかる書類(住民票写し又は住民票記載事項証明書)
- 口座振替依頼書及びその記載内容が確認できる通帳の写し
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢等が確認するための書類
- 基準日(早期給付の場合は4月1日)現在、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが分かる書類(健康保険証の写し等)
- その他の必要書類(在学証明書、充当委任状等)

(裏面へ続く)

【2 保護者等の家計急変の状況について】該当する□にレ印を付けてください。

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

ア	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
イ	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入を証明する書類等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（　）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみ行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
オ	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※申請後、家計急変の状況が解消された場合（就職等）、直ちに申し出てください。

証明書等を添付する者の氏名、高校生等との続柄

氏名	高校生等との続柄	扶養親族の人数

氏名	高校生等との続柄	扶養親族の人数

【3 扶養親族等の状況について】

扶 に養 つし いて てい る （※お 子 様）	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程 (高校生等の場合記入)
					□通信制/専攻科 □上記以外
			昭・平 年 月 日		□通信制/専攻科 □上記以外
			昭・平 年 月 日		□通信制/専攻科 □上記以外
			昭・平 年 月 日		□通信制/専攻科 □上記以外
			昭・平 年 月 日		□通信制/専攻科 □上記以外

※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を含めて記入してください（該当する兄弟姉妹がない場合、生徒本人の状況のみ記入してください。）。

- ・ 基準日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
- ・ 基準日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在高校生である兄弟姉妹

※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

【4 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(2) 以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、申請日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
--------------------------	--